

# 普通保険約款・特約事項

## 第1章 用語の定義

### 第1条 (用語の定義)

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯された特約条項において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合は、この限りではありません。

用語	定義
この約款 普通保険約款	賃貸住宅生活者総合保険2普通保険約款をいいます。
保険契約者	当社と保険契約を締結する当事者であって、保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになる者をいいます。
被保険者	この保険契約の補償の対象となる者をいい、賃貸住宅で生活する次の各号の者としします。 ①保険証券記載の被保険者 ②賃貸住宅に保険証券記載の被保険者と同居する者
当社	この保険契約の引受保険業者であるジック少額短期保険株式会社をいいます。
保険証券	保険契約の成立およびその内容を証明するために、当社が発行するものをいいます。
賃貸住宅	保険証券記載の日本国内に所在する居住用(注)の建物または戸室をいい、これに附属する物置、車庫その他の付属建物を含みます。一の戸室が、被保険者を含め複数の者が共同で使用または管理する形態の賃貸借契約の対象である場合は、被保険者以外の者の専用使用部分を除き、その戸室全体を賃貸住宅として取り扱います。 (注)一の建物内に複数の構造上区分され独立して居住の用に供することができるものがあるときのその各部分をいいます。また、長屋造建物または共同住宅でない建物については、その建物とします。
敷地内	囲いの有無を問わず、賃貸住宅の所在する場所およびこれに連続する土地をいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
保険の目的	この保険契約の補償の対象となる家財をいいます。
家財	賃貸住宅内に収容されている生活用の動産をいいます。
貴金属・宝石等	貴金属、時計、カメラ、楽器、バッグ、宝玉、宝石およびこれらに類する物ならびに書画、骨とう、彫刻物その他美術品をいいます。
保険金額	保険契約において設定する契約金額のことをいい、この保険契約で対象となる損害が発生した場合に、当社が1回の事故に対して支払うべき保険金の限度額となります。
再調達価額	損害が発生した時および場所における家財と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する価額をいいます。
時価額	損害が発生した時および場所における家財の価額をいいます。
支払責任額	他の保険契約がないものとして算出された支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
損害	損傷により受ける経済的な不利益をいい、消防または避難に必要な処置によって家財について生じた損害を含みます。
損傷	有体物の滅失、破損または汚損をいい、盗難、紛失および詐取は含みません。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破裂またはその現象をいいます。
給排水設備	賃貸住宅の機能を維持するために必要な給水、排水設備をいい、スプリンクラー設備、装置を含みます。
風災	台風、旋風、竜巻、暴風、暴風雨等の強風によって生じた事故をいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ等によって生じた事故をいいます。
ひょう災	ひょう(積乱雲から降る大粒の水)によって生じた事故をいいます。

用語	定義
雪災	豪雪、なだれ等によって生じた事故をいいます。ただし、融雪洪水によって生じた事故を除きます。
盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
いたずら	第三者の行為により賃貸住宅または保険の目的に損害を受けたことをいいます。
第三者	被保険者および被保険者と生計を共にする同居人以外の者をいいます。
緊急宿泊費用	賃貸住宅が半壊または半壊以上もしくは床上浸水等で延べ床面積の50%以上が冠水し電気、ガス、上下水道の供給が停止した結果、日常生活を営む住居としての機能が著しく損なわれた場合や盗難やいたずらで賃貸住宅の窓や出入口が損傷し、安全に日常生活を営むことが出来なくなった場合に、止むを得ず一時的に宿泊施設を利用した場合の宿泊費用をいいます。
罹災転居費用	転居先の賃貸借契約に必要な諸費用および転居先への引越費用をいいます。
原状回復費用	賃貸借契約に基づいて、賃貸住宅を借用前の状態に回復するための費用をいいます。
原状回復義務	賃借人の居住、使用により発生した賃貸住宅の損耗のうち、賃借人の故意、過失、善良なる管理者の注意義務違反、その他通常の使用による損耗を超えるような損耗を復旧する義務をいいます。
告知義務	保険契約の申込みの際に、保険契約者が契約の条件を設定するための重要な事実を当社に申し出る義務をいいます。この重要な事項について事実と異なることを申し出た場合、保険契約が無効もしくは解除されることがあります。
通知義務	保険契約締結後に契約内容に変更が生じた場合、保険契約者または被保険者が当社に速やかに連絡しなければならない義務をいいます。

## 第2章 保険金を支払う場合

### 第2条 (保険の目的の範囲)

(1) この保険で補償される物(以下「保険の目的」といいます)は、保険証券に記載された賃貸住宅に収容されている家財とします。ただし、畳、建具等の建物の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の建物付属設備の内、被保険者が所有し、かつ、もっぱら職務の用に使用されていない物を含みます。また、敷地内の建物内において被保険者が携行または保管している物、エアコンの室外機、賃貸住宅に付属する洗濯機置場の洗濯機、賃貸住宅専用駐輪場内の自転車および賃貸住宅敷地内の洗濯物その他これらに類する物を含みます。

(2) 以下の各号に掲げるものは、保険の目的に含まれません。

- ① 自動車(自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125CC以下の原動機付自転車を除く)、船舶(ヨット、モーターボート、水上バイクおよびボート、カヌーを含む)および航空機その他これらに類する物、ならびにこれらの付属品
- ② 通貨、預貯金証書、有価証券、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、小切手、印紙、切手、乗車券その他これらに類する物
- ③ 貴金属・宝石等で、1個または1組の再調達価額が30万円を超える物
- ④ 義歯、義肢またはコンタクトレンズ、メガネその他これらに類する物
- ⑤ 動物および植物等の生物
- ⑥ 稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する物
- ⑦ テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに準ずるもの
- ⑧ 被保険者の職務の用に供される物および商品

(3) 第(2)項の規定にかかわらず、第(2)項第②号の通貨および預貯金証書に盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、保険の目的として取り扱います。

(4) 第(2)項の規定にかかわらず、第(2)項第③号の貴金属・宝石等で盗難による損害が生じたときは、生活用のものに限り、保険の目的として取り扱います。

### 第3条 (家財損害保険金)

当社は、次の各号に掲げる事故によって保険の目的について生じた損害に対して家財損害保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れによる損害を除きます。
- ⑤ 給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ
- ⑥ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動(群衆または多数の者の集団の行動に

よって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穩が害されるかまたは被害を生じる状態であって、第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)第2号の暴動に至らないものをいいます)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

#### 第4条(風水害損害保険金)

- (1) 当社は、風災やひょう災または雪災によって保険の目的を収容する賃貸住宅が損壊した結果、保険の目的が損害を受けた場合には、その損害に対して風水害損害保険金を支払います。
- (2) 当社は、水災によって保険の目的を収容する賃貸住宅が浸水した結果、保険の目的が損害を受けた場合には、その損害に対して風水害損害保険金を支払います。

#### 第5条(盗難損害保険金)

- (1) 当社は、盗難によって保険の目的について生じた盗取、破損または汚損の損害に対して、盗難損害保険金を支払います。(ただし、被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことを条件とします)
  - (2) 当社は、賃貸住宅内に収容される通貨または預貯金証明書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。以下同様とします)の盗難によって損害が生じたときは、その損害に対して、盗難損害保険金を支払います。ただし、通貨の盗難による損害については次の第①号、預貯金証書の盗難による損害については、次の第②号および第③号に掲げる事実があったことを条件とします。
    - ① 被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたこと
    - ② 被保険者が盗難を知った後ただちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと
    - ③ 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと
  - (3) 当社は、被保険者が保険の目的を受領する前に、賃貸住宅建物に設置された宅配BOXや郵便ポスト等(注)から盗取された損害に対して、盗難損害保険金を支払います。ただし、被保険者が盗難を知った後ただちに所轄の警察署あてに盗難被害の届出をしたことを条件とします。
- (注) 受取人不在時、宅配便や郵便物等の荷物の受取を代行する賃貸住宅に据え置きで設置のロッカー型設備で、ダイヤル式、電子式などの方式により施錠され、受取人のみが荷物を取り出せる設備に限ります。

#### 第6条(破汚損損害保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)から第5条(盗難損害保険金)に掲げる事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の目的について生じた損害に対して破汚損損害保険金を支払います。

#### 第7条(修理費用保険金)

当社は、次の各号に掲げる事故により、賃貸住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主(転貸人を含みます。以下同様とします)との契約に基づき、自己の費用でこれを修理する義務が生じたときは、その賃貸住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、賃貸借契約において修理の範囲の定めがない場合は国土交通省作成の「賃貸住宅標準契約書」に準拠し、火災、破裂または爆発の事故による損害については、被保険者が賃貸住宅の貸主に対して、法律上の賠償責任を負担する場合を除きます。

- ① 火災
- ② 落雷
- ③ 破裂または爆発
- ④ 賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災もしくは第⑦号の事故による損害を除きます。
- ⑤ 給排水設備に生じた事故、または賃貸住宅を収容する住戸室で生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ。ただし、水災または第⑦号の事故による場合を除きます。
- ⑥ 騒じょうおよびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ⑦ 台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災または豪雪、なだれ等の雪災。ただし、賃貸住宅の内部については、建物またはその窓、扉、その他の開口部が風災、ひょう災または雪災によって直接破損したために生じた損害に限ります。
- ⑧ 盗難
- ⑨ 第三者によるいたずら

#### 第8条(修理費用拡張担保保険金)

当社は、次の各号に掲げる事故により、賃貸住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき自己の費用でこれを修理する義務が生じたときは、その賃貸住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用拡張担保保険金を支払います。

- ① 凍結によって破損した賃貸住宅の専用水道管の損害
- ② ガラスに生じた寒暖差による熱割れ損害
- ③ 被保険者の過失により破損した賃貸住宅の洗面化粧台の損害

#### 第9条(修理費用破汚損担保保険金)

当社は、第7条(修理費用保険金)、第8条(修理費用拡張担保保険金)に掲げる事故で損害保険金が支払われる場合を除き、不測かつ突発的な偶然の事故により、賃貸住宅に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき自己の費用でこれを修理する義務が生じたときは、その賃貸住宅を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用に対して、修理費用破汚損担保保険金を支

払います。

#### 第10条(罹災費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)、第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の目的が損害を受けたために生ずる費用に対して、罹災費用保険金を支払います。

#### 第11条(残存物撤去費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)または第4条(風水害損害保険金)が支払われる場合において、それぞれの事故によって損害を受けた保険の目的の残存物の取片づけに必要な費用(取り壊し費用、取り片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。以下「残存物撤去費用」といいます)に対して残存物撤去費用保険金を支払います。

#### 第12条(緊急宿泊費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)、第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)に掲げる事故により、賃貸住宅が安全に日常生活を営むための住居としての機能が著しく損なわれた場合に、臨時に生じる宿泊費用に対して緊急宿泊費用保険金を支払います。

#### 第13条(罹災転居費用保険金)

当社は、第3条(家財損害保険金)または第4条(風水害損害保険金)が支払われる場合において、賃貸住宅が日常生活を営むための住居としての機能が著しく損なわれ、賃貸住宅に居住できなくなった結果、事故の日からその日を含めて30日以内に被保険者が負担した転居費用に対して罹災転居費用保険金を支払います。

#### 第14条(ドアロック交換費用保険金)

当社は、第5条(盗難損害保険金)が支払われる場合において、その盗難がドアロックの破損を伴わず開錠されたこと(いわゆるピッキングによる盗難をいいます)による場合または賃貸住宅の鍵を盗難された場合には、同様な事故を防止する目的で事故の日から30日以内に支出したドアロックの交換に必要な費用(以下「ドアロック交換費用」といいます)に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。

#### 第15条(孤立死原状回復費用保険金)

(1) 当社は、借入人である被保険者が賃貸住宅内で孤立死(注1)したことによって、被保険者に代わって原状回復費用を負担した者(注2)に対して、孤立死原状回復費用保険金を支払います。

(注1) 誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡し、死後しばらくしてから遺体が発見された場合をいい、死亡に至った原因は問いません。

(注2) 他の被保険者、被保険者の法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。

(2) 当社が第(1)項の規定に基づき保険金を支払った場合において、普通保険約款第75条(代位)の規定はこれを適用せず求償権を行使しません。

#### 第16条(遺品整理費用保険金)

(1) 当社は、借入人である被保険者が賃貸住宅外で死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約等が終了する場合において、その被保険者に代わって遺品整理を行うべき者(注1)が、被保険者の遺品整理のための費用(注2)を負担したとき、その費用に対して、この約款に従い、遺品整理費用保険金を支払います。

(注1) 他の被保険者、被保険者の法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。

(注2) 賃貸住宅を貸主に明け渡し可能な状態に復するために遺品を整理、廃棄、売却または運送するために必要な費用とし、保管のために必要な費用は、遺品の整理または運送のために行う30日以内の一時的な保管のための費用に限り含みます。

(2) 当社が第(1)項の規定に基づき保険金を支払った場合において、普通保険約款第75条(代位)の規定はこれを適用せず求償権を行使しません。

#### 第17条(借家人賠償責任保険金)

当社は、被保険者の責めに帰す事由に起因する次の各号に掲げる事故により、賃貸住宅に損害を与えた場合において、被保険者が賃貸住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときは、保険金を支払います。

- ① 火災
- ② 破裂または爆発

#### 第18条(個人賠償責任保険金)

当社は、被保険者が賃貸住宅の使用または管理に起因する偶然な事故、または被保険者の日本国内における日常生活に起因する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損傷に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被ったとき、個人賠償責任保険金を支払います。

#### 第19条(家財損害保険金の支払額)

当社が第3条(家財損害保険金)として支払う損害の額は、再調達価額によって定め、1回の事故につき保険証券記載の家財損害保険金額を限度とし、損害の額を支払います。

#### 第20条(風水害損害保険金の支払額)

当社が第4条(風水害損害保険金)として支払う損害の額は、再調達価額によって定め、1回の事故につき保険証券記載の風水害損害保険金額を限度とし、損害の額を支払います。

#### 第21条(盗難損害保険金の支払額)

(1) 当社が第5条(盗難損害保険金)として支払う損害の額は、時価額によって定め、1回の事故につき保険証券記載の盗難損害保険金額を限度とし、損害

- の額を保険金として支払います。
- (2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の目的を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、第(1)項の損害の額に含まれるものとします。
- (3) 通貨の盗難の場合には、当社は、1回の事故につき、賃貸住宅ごとに10万円を限度とし、その損害の額を盗難損害保険金として支払います。
- (4) 預貯金証書の盗難の場合には、当社は1回の事故につき、賃貸住宅ごとに100万円または盗難損害保険金のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を盗難損害保険金として支払います。
- (5) 貴金属・宝石等の盗難の場合で1個または1組の損害の額が30万円を超えるときは、損害の額を30万円とみなし、30万円または盗難損害保険金のいずれか低い額を限度として盗難損害保険金として支払います。ただし1回の事故により貴金属・宝石等の損害の額(注)の合計額が60万円を超える場合は、60万円または盗難損害保険金のいずれか低い額を限度とし、その損害の額を盗難損害保険金として支払います。
- (注) 1個または1組の損害の額が30万円を超える場合は30万円とみなした後の額とします。

#### 第22条(破汚損損害保険金の支払額)

当社が第6条(破汚損損害保険金)として支払う損害の額は、再調達価額によって定めた損害の額から3万円の免責金額を差し引いた額とします。ただし、1回の事故につき50万円を限度とします。

#### 第23条(修理費用保険金の支払いの対象となる修理費用の範囲)

賃貸住宅を実際に修理した費用のうち、次の各号に掲げるもの以外の修理費用とします。

- ①壁、柱、床、はり、屋根、階段等の賃貸住宅建物の主要構造部
- ②玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の他の居住者との共同の利用に供されているもの。

#### 第24条(修理費用保険金の支払額)

当社が第7条(修理費用保険金)として支払う保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき100万円を限度とします。

#### 第25条(修理費用拡張担保保険金の支払額)

当社が第8条(修理費用拡張担保保険金)として支払う保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき10万円を限度とします。

#### 第26条(修理費用破汚損担保保険金の支払額)

当社が第9条(修理費用破汚損担保保険金)として支払う保険金の額は、修理費用の額とし、1回の事故につき50万円を限度とします。

#### 第27条(罹災費用保険金の支払額)

当社が第10条(罹災費用保険金)として支払う保険金の額は、第3条(家財損害保険金)、第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)のそれぞれの事故により支払われる保険金の10%に相当する額を支払います。

#### 第28条(残存物撤去費用保険金の支払額)

当社は、第11条(残存物撤去費用保険金)として支払う保険金の額は、家財損害保険金または風水害損害保険金の5%に相当する額を限度として、実際に要した残存物撤去費用の額を支払います。

#### 第29条(緊急宿泊費用保険金の支払額)

当社は、第12条(緊急宿泊費用保険金)として支払う額は、緊急宿泊費用の実費とします。ただし、1室1泊につき3万円かつ14泊までとし、1回の事故につき20万円を限度とします。

#### 第30条(罹災転居費用保険金の支払額)

当社は、第13条(罹災転居費用保険金)として支払う額は、転居先の賃貸借契約に必要な諸費用(注)および転居先への引越費用の実費とします。ただし、1回の事故につき30万円を限度とします。

(注) 礼金および仲介手数料等の費用をいい、家賃および共益費等や敷金、保証金その他の返還性のある一時金を除きます。

#### 第31条(ドアロック交換費用保険金の支払額)

当社は、第14条(ドアロック交換費用保険金)として、1回の事故につき、賃貸住宅ごとに3万円を限度として実費を支払います。

#### 第32条(孤立死原状回復費用保険金の支払額)

当社は、第15条(孤立死原状回復費用保険金)として、100万円を限度に原状回復費用の実費を支払います。

#### 第33条(遺品整理費用保険金の支払額)

当社は、第16条(遺品整理費用保険金)として、50万円を限度に遺品整理費用の実費を支払います。

#### 第34条(借家人賠償責任保険金の支払いの範囲)

当社が支払う借家人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限りま

- ①被保険者が賃貸住宅の貸主に支払うべき損害賠償金。この場合、この損害賠償金については、判決により支払いを命ぜられた訴訟費用または判決日までこの遅延損害金を含み、また、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがあるときは、その価額をこれから差し引くものとします。
- ②損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、裁判上の仲裁、和解または調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。)
- ③損害賠償責任の解決について、被保険者が当社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

#### 第35条(借家人賠償責任保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払う借家人賠償責任保険金の額は、1000万円を限度に次の各号の金額の合計額とします。

- ①第34条第①号に規定する損害賠償金の額
- ②第34条第②号から第③号までに規定する費用についてはその全額

#### 第36条(個人賠償責任保険金の支払いの範囲)

当社が支払う個人賠償責任保険金の範囲は、次の各号に掲げるものに限ります。

- ①被保険者が被害者に支払う損害賠償金(弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除したもの)
- ②損害を防止または軽減するために必要または有益と認められた手段を講じた後において、被保険者に損害賠償責任がないと判明した場合、支出につきあらかじめ当社の書面による同意を得た費用および被保険者が被害者のために支出した応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用
- ③被保険者が第4章(一般条項)第61条(損害発生の場合のお手続き)第(4)項の手段を講ずるために支出した必要または有益と認められる費用
- ④被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
- ⑤第4章(一般条項)第62条(当社による損害賠償責任の解決)の規定により、被保険者が当社の要求に従い、協力するために直接要した費用

#### 第37条(個人賠償責任保険金の支払額)

当社が1回の事故につき支払う個人賠償責任保険金の額は、1000万円を限度額とし、次の各号の金額の合計額とします。

- ①第36条第①号の規定により計算した損害額
- ②第36条第②号から第⑤号に規定する費用についてはその全額

#### 第38条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

(1) この保険契約により保険金を支払う損害または費用に対して、他の保険契約(特定保険業者および保険業法適用除外業者の共済を含む、以下同じ)がある場合には、他の保険契約がないものとして算出された支払責任額の合計額が、保険金の種類ごとに支払限度額をこえるときは、次の各号によって計算した額を、保険金として支払います。

- ①他の保険契約から保険金が支払われていない場合  
この保険契約の支払責任額
  - ②他の保険契約からの保険金が支払われた場合  
支払限度額から、他の保険契約から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) 損害が2種類以上の事故によって生じたときは、同種の事故による損害について、第(1)項の規程をおのおの別に適用します。

#### 第39条(保険金が重複した場合の支払額)

(1) この保険契約の普通保険約款および付加された特約条項において、1回の事故により複数の保険金が重複して支払われる場合、当社が支払う保険金の合計額は、1回の事故につき同一の被保険者に対して1000万円を限度とします。

(2) 第17条(借家人賠償責任保険金)または第18条(個人賠償責任保険金)が、第(1)項の事故の際に、同時に重複して支払われる場合は、第17条(借家人賠償責任保険金)と第18条(個人賠償責任保険金)に係る保険金で1000万円、その他の保険金で1000万円の合計2000万円を限度額とします。

### 第3章 保険金を支払わない場合

#### 第40条(保険金を支払わない場合—その1—共通項目)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、全ての保険金を支払いません。

- ①保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する事故

#### 第41条(保険金を支払わない場合—その2—家財損害保険金、風水災損害保険金、破汚損損害保険金)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、家財損害保険金、風水災損害保険金、破汚損損害保険金を支払いません。

- ①被保険者もしくはこれらの者の法定代理人の重大な過失または法令違反
- ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取る場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取る金額については除きます。
- ③第3条(家財損害保険金)第①号から第⑥号までの事故の際における保険の目的の紛失または盗難
- ④保険の目的の置き忘れまたは紛失および不注意による廃棄
- ⑤差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。
- ⑥保険の目的の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは食害等によって生じた損害
- ⑦保険の目的のすり傷、かき傷もしくは塗料のはがれ等の外観上の損傷または保険の目的の汚損(落書きを含みます)であって、機能に支障をきたさない損害
- ⑧詐欺または横領によって生じた損害

- ⑨ 土地の沈下、隆起、移動または振動等によって生じた損害  
 ⑩ 保険の目的が賃貸住宅外にある間に生じた損害。ただし、第2条(保険の目的の範囲)第(1)項に規定する物を除きます。

#### 第42条(保険金を支払わない場合—その3・盗難損害保険金)

当社は、自転車または総排気量が125CC以下の原動機付自転車の盗難に対しては、盗難損害保険金を支払いません。ただし、賃貸住宅に付属する専用駐輪場または賃貸住宅が一戸建の場合の敷地内から盗難された場合を除きます。

#### 第43条(保険金を支払わない場合—その4・修理費用保険金、修理費用拡張担保保険金、修理費用破汚損担保保険金)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金、修理費用拡張担保保険金、修理費用破汚損担保保険金を支払いません。

- ① 被保険者、賃貸住宅の貸主またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合には、その者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失または法令違反。ただし、その者とは別の者が受け取る金額についてはこの限りではありません。
- ③ 被保険者または賃貸住宅の貸主が所有しまたは運転する車両またはその積載物の衝突または接触
- ④ 被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損害
- ⑤ 賃貸住宅の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、ひび割れ、はがれ、その他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によって生じた損害
- ⑥ 賃貸住宅に生じた擦損、かき傷、塗料のはく落その他単なる外観上の損傷であって、賃貸住宅の機能に支障ない損害

#### 第44条(保険金を支払わない場合—その5・孤立死原状回復費用保険金、遺品整理費用保険金)

当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、孤立死原状回復費用保険金、遺品整理費用保険金を支払いません。

- ① 賃貸住宅に生じた心理的瑕疵(注)のみを事由とする原状回復費用  
 (注) 賃貸住宅自体に損害はないが、賃貸住宅を使用するに際して、心理的な嫌悪感がある欠陥をいいます。
- ② 被保険者でない者が賃貸借契約に基づき負担した遺品整理費用。ただし、他の被保険者が受け取る金額についてはこの限りではありません。
- ③ 賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損害および遺品に係る原状回復費用、遺品整理費用

#### 第45条(保険金を支払わない場合—その6・借家人賠償責任保険金)

当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者と賃貸住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ② 被保険者が賃貸住宅を貸主に引き渡した後に発見された賃貸住宅の損壊に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

#### 第46条(保険金を支払わない場合—その7・個人賠償責任保険金)

当社は、被保険者が次の各号に掲げる損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、個人賠償責任保険金を支払いません。

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ② 被保険者が職務に使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ④ 被保険者の使用人が被保険者の職務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、被保険者が家事使用人として使用する者を除きます
- ⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- ⑥ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑦ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑧ 航空機、船舶、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)または銃刀(銃砲刀剣類所持等取締法で定められた銃刀類)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑨ 被保険者が所有、使用または管理する財物(受託品を含みます)の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対する損害賠償責任

## 第4章 一般条項

### 第47条(保険期間および補償責任開始日)

- (1) 本保険契約の保険期間は、保険証券記載の保険期間開始日の午前0時に始まり、保険期間満了日の午後12時に終了するものとします。
- (2) 保険期間が始まった後でも、保険料領取前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第48条(保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は保険契約申込の際に、保険料月払特約等の保険料の払込に関する特約が付帯された場合を除き、保険料の全額を一括して当社に払い込むものとします。
- (2) 保険料は、当社が特に指定した場合を除き、現金で当社の代理店に払い込むものとします。

### 第49条(ご契約時の告知義務)

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、保険契約締結の際、

危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、当社が告知を求めた次の各号(以下「告知事項」といいます。)について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

- ① 保険契約者の氏名または名称
  - ② 被保険者の氏名
  - ③ 賃貸住宅の所在地、名称および戸室番号
  - ④ 他の保険契約の有無
  - ⑤ 被保険者の生年月日
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、保険契約者に対する書面をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 第(2)項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 第(2)項の事実がなくなった場合。
  - ② 当社または当社代理店が保険契約締結の際、第(2)項の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。
  - ③ 保険契約者または被保険者が、第3条から第18条の事故による損害が発生する前に、告知事項につき、書面をもって更正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、更正の申し出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
  - ④ 当社が、第(2)項の規定による解除の原因があることを知ったときから1ヶ月を経過した場合、または初年度保険契約締結時から5年を経過した場合。
- (4) 第(2)項の規定による解除が、第3条から第18条の事故による損害が発生した後になされた場合であっても、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。この規定は、第(6)項の規定を適用しません。
- (5) 第(4)項の規定は、第(2)項の事実に基づかず発生した第3条から第18条の事故による損害については適用しません。
- (6) 第(2)項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第50条(ご契約後の通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社所定の書面(以下「異動承認申請書」といいます。)にて当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。
- ① 保険契約者の氏名または名称を変更したこと
  - ② 被保険者の氏名を変更したこと
  - ③ 保険の目的を対象にした他の保険契約を締結したこと
  - ④ 第①号から第③号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険証券において、この条の適用がある事項として定めたものに関する事実)に発生したこと。
- (2) 当社は、賃貸住宅の用途を住居用以外へ変更した場合は、保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、既に保険金をお支払いしていたときは、その返還を請求することができます。この規定は、第(3)項の規定を適用しません。
- (3) 第(2)項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第51条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

### 第52条(保険契約が無効となる場合)

- (1) 次の各号に掲げる事由に該当する場合は、本保険契約は無効となります。
- ① 保険契約者または被保険者が、保険の目的にすでに損害が生じ、またはその原因となるべき事故が既に発生したことを知っていたとき
  - ② 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結したとき
- (2) 第(1)項に定める事由によって本保険契約が無効となった場合には、当社は、保険金を支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときは、当社は、その全額について返還請求できるものとします。

### 第53条(保険契約が失効となる場合)

保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事実が発生したときに、保険契約は失効します。

- ① 保険の目的の全部が滅失した場合
- ② 保険の目的の全部を譲渡した場合

### 第54条(保険契約者による保険契約の解約)

- (1) 保険契約者は、当社に対する当社所定の書面による通知あるいは個人契約に限り当社ホームページのお客さま専用ページ所定の専用メール送信をもって、この保険契約を解約することができます。
- (2) 第(1)項の規定による保険契約の解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第55条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者もしくはこれらの者の代理人の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

**第56条(重大事由による解除)**

- (1) 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
  - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
  - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
    - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
    - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
    - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
    - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
    - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
  - ④ 第①号から第③号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、第①号から第③号の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- (2) 当社は、被保険者が第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。
- (注) 被保険者が複数である場合には、その被保険者に係る部分とします。
- (3) 第(1)項または第(2)項の規定による解除が損害の発生の後になされた場合であっても、第(1)項第①号から第③号までの事由または第(2)項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した損害に対しては、当社は保険金をお支払いしません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社はその返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当することにより第(1)項または第(2)項の規定による解除がなされた場合には、第(3)項の規定は、次の各号の損害については適用しません。
- ① 第(1)項第③号アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
  - ② 第(1)項第③号アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

**第57条(保険金額の調整)**

- (1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者、被保険者およびこれらの者の代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の目的の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

**第58条(保険料の返還または請求)**

- (1) 当社は、第49条(ご契約時の告知義務)第(2)項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」(「未経過残月数」とは、本約款の定めにより本保険契約の解約日、解除日または失効日より起算して、当該保険契約の保険期間満了日までの期間を月単位にして得た月数をいいます。この場合、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。以下同様とします)に対応する保険料を返還します。
- (2) 当社は、第49条(ご契約時の告知義務)第(1)項の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当社は、第50条(ご契約後の通知義務)第(3)項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (4) 当社は、保険契約者が第(2)項の追加保険料の支払いを怠った場合(当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその支払いがなかった場合に限り)は、保険契約者に対する書面の通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合、当社は保険金をお支払いしません。既に保険金を支払っている場合は、その返還を請求することができます。
- (5) 当社は、第52条(保険契約が無効となる場合)第(1)項の場合は保険料を返還しません。ただし、当社が、保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が既に発生していたことを知っていたにも係らず、保険契約を締結した場合は、保険料の全額を返還します。
- (6) 当社は、第53条(保険契約が失効となる場合)の場合は、失効日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (7) 当社は、第54条(保険契約者による保険契約の解約)第(1)項の規定により、保険契約者が保険契約を解約したときは、解約日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (8) 第55条(保険契約の取消し)の規定により、当社がこの保険契約を取り消した場合には、当社は保険料を返還しません。

- (9) 第56条(重大事由による解除)第(1)項第①号の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (10) 第56条(重大事由による解除)第(1)項第②号から第④号の規定により、当社が保険契約を解除したときは、解除日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。
- (11) 第57条(保険金額の調整)第(1)項の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合には、当社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- (12) 第57条(保険金額の調整)第(2)項の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当社は、既に払い込まれた保険料のうち、減額する保険金額に相当する保険料から、当該保険料につき減額日より起算した「未経過残月数」に対応する保険料を返還します。

**第59条(保険料の増額または保険金の削減)**

- (1) 当社は、巨大災害等の発生により、保険金の支払事由が集積し、経営維持に重大な影響があると認められた場合に限り、保険金の削減払いを行うことがあります。
- (2) 当社は、保険料の計算基礎が予定する損害に照らして大幅に乖離しており、保険契約満了日まで継続して保険責任を負うことが困難と認められる場合に限り、実施日から保険期間残余分における保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (3) 第(1)項および第(2)項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

**第60条(保険契約の継続)**

- (1) 当社は、この保険契約を継続する際には、保険契約満期日の60日前までに、継続契約の保険金額および保険料を記載した書面(以下「継続案内書」といいます。)もしくは継続案内書面と同一の内容を記録した電磁的データを保険契約者に送付します。
- (2) 第(1)項の継続案内書もしくは電磁的データの記載内容に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、この保険契約の満了する日の30日前までに、書面もしくは電子メールにて当社に通知しなければなりません。この場合の通知については、第49条(ご契約時の告知義務)の規定を適用します。
- (3) 当社は、第(1)項の規定により継続案内書もしくは電磁的データを送付した場合において、保険契約者より、この保険契約の満了する日の前日までに、特段の意思表示がない場合には、継続案内書もしくは電磁的データの記載内容と同一の内容で保険契約を継続します(以下「継続契約」といいます。)。以後、継続契約が満了する都度同様とします。
- (4) 当社は、保険契約を継続した場合には、継続契約に関わる保険証券を保険契約者に交付します。
- (5) 継続契約に適用する保険料は、各継続契約の初日における当社の保険料の算出方法により計算します。
- (6) 継続契約に適用する普通保険約款および保険料は、各継続契約の初日におけるものとします。
- (7) 当社は、保険契約を継続するにあたり、収支予測、その他の方法により保険料率の妥当性を検証し、その検証結果を踏まえ、保険料の増額もしくは保険金額の減額を行うことがあります。
- (8) 当社は、この商品が不採算となり、継続契約の引受けが困難となった場合は、その契約の継続を引き受けないことがあります。
- (9) 当社は、第(7)項および第(8)項の適用を行う場合は、保険契約者に書面にて速やかに通知します。

**第61条(損害発生の場合のお手続き)**

- (1) 保険契約者または被保険者は、第3条から第18条の事故が生じたことを知ったときは、これを当社に遅滞なく通知しなければなりません。
- (2) 当社は、第(1)項の通知を受けたときは、事故が生じた賃貸住宅を調査すること、または収容されていた保険の目的物の全部もしくは一部を調査すること、もしくは保険の目的物を他に移転することができます。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由なく第(1)項の規定に違反したときは、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。
- (4) 保険契約者または被保険者は、第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)の事故が生じたことを知ったときは、次の各号の手続きをとらなければなりません。
- ① 損害につき、第三者から損害の賠償を受けることができる場合には、その権利の保全または行使について必要な手続きをとること。
  - ② 損害賠償責任の全部または一部を、被害者に対して承認しようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。
  - ③ 損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、直ちに書面をもって当社に通知すること。
  - ④ 損害賠償金の額が確定したときは、これを遅滞なく当社に通知し、かつ、保険金請求書および損害賠償金の額または費用を証明する書類に当社の要求するその他の書類を当社に提出すること。
- (5) 当社は、保険契約者または被保険者が、第(4)項第①号または第②号の手続きを怠ったときは、第三者から損害の賠償を受けることができたであろう額、または被保険者に損害賠償責任がないと認められた額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- (6) 当社は、第(4)項第①号の場合において、その権利の保全または行使に必要な手続きをとるために、保険契約者または被保険者が支出した必要または

有益な費用(以下「権利保全費用」といいます。)を負担します。ただし、第3章(保険金を支払わない場合)に掲げる事由に該当しないときに限ります。

(7) 第38条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第(1)項の規定は、第(6)項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。

#### 第62条(当社による損害賠償責任の解決)

- (1) 当社は、必要と認めるときは、損害賠償責任の解決に当たることができません。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。
- (2) 当社は、被保険者が、正当な理由がなく第(1)項の協力に応じないときは、保険金をお支払いしません。

#### 第63条(損害防止義務および損害防止費用)

- (1) 保険契約者または被保険者は、本約款の保険金を支払う場合の事故が生じたときは、損害の防止または軽減に努めなければなりません。
- (2) 第(1)項の場合において、保険契約者または被保険者が、第3条(家財損害保険金)第①号から第③号までの損害の防止または軽減のために必要または有益な費用を支出した場合において、当社は、次の各号に掲げる費用に限り、これを負担します。

- ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
- ② 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含みます)の修理費用または再取得費用
- ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用(人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます)
- (3) 保険契約者および被保険者が故意または重大な過失によって第(1)項の義務を怠ったときは、当社は、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引いて、保険金の額を決定します。
- (4) 第38条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)第(1)項の規定は、第(2)項に規定する負担金を算出する場合にこれを準用します。
- (5) 当社は、第(2)項の負担金と第19条から第37条の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、第(2)項の負担金をお支払いします。

#### 第64条(保険金の請求)

- (1) 保険金を請求できる者は、被保険者もしくは被保険者の法定相続人または委任を受けた代理人(以下「保険金請求人」という)とします。
- (2) 当社に対する保険金請求権は、第3条から第18条の事故による損害が発生したときから発生し、これを行使することができるものとします。
- (3) 保険金請求人が保険金の支払を請求する場合は、保険証券等に添えて、次の各号の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
- ② 損害見積書
- ③ 保険の対象の盗難による損害の場合は、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
- ④ 他の保険契約の有無および内容(既に当該保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その旨を含みます。)を確認するための書面
- ⑤ その他、当社が第65条(保険金をお支払いする時期)第(1)項に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に、当社が交付する書面等において定めたもの
- (4) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険金請求人に対して、第(3)項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、保険金請求人は当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (5) 保険金請求人が、正当な理由がなくて第(4)項の規定に違反した場合または第(3)項もしくは第(4)項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いします。

#### 第65条(保険金をお支払いする時期)

- (1) 当社は、保険金請求人が第64条(保険金の請求)第(3)項の手続きを完了した日(以下、「請求完了日」といいます。)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の各号の事項の確認を終え、保険金をお支払いします。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(保険価額を含みます。)および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消の事由に該当する事実の有無
- ⑤ 第①から第④号のほか、他の保険契約の有無および内容、損害について保険金請求人が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 第(1)項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第(1)項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数(複数に該当するときは、そのうち最長の日数)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対

して通知するものとします。

- ① 第(1)項第①号から第④号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます) 180日
- ② 第(1)項第①号から第④号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における第(1)項各号の事項の確認のための調査 60日
- ④ 第(1)項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (3) 第(1)項または第(2)項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険金請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、第(1)項または第(2)項の期間に算入しないものとします。
- (4) 当社は、第(1)項または第(2)項に規定した期日を超えて保険金をお支払いする場合は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を加えて、保険金をお支払いします。

#### 第66条(残存物および盗難品の所有権)

- (1) 当社が第3条(家財損害保険金)の保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当社がこれを取得する旨の意思を表示しない限り、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の目的について、当社が第5条(盗難損害保険金)の保険金を支払う前にその保険の目的が回収されたときは、第21条(盗難損害保険金の支払額)第(2)項の費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の目的について当社が第5条(盗難損害保険金)の保険金を支払ったときは、その保険の目的の所有権は、保険金の時価額に対する割合によって、当社に移転します。
- (4) 第(3)項の規定に係らず、被保険者は、支払を受けた盗難損害保険金に相当する額を当社に支払って、その保険の目的の所有権を取得することができます。

#### 第67条(保険金お支払い後の保険金額および保険契約)

- (1) 当社が保険金をお支払いした場合においては、この保険契約の保険金額は減額されません。
- (2) 第3条(家財損害保険金)の保険金の支払額が、1回の事故につき保険金額の100%に相当した場合は、保険契約は、その保険金支払の原因となった損害の発生した時に終了します。

#### 第68条(損害発生後の保険の目的の滅失)

当社は、事故による損害が発生したときは、当該損害に係わる保険の目的が、当該損害の発生後に、事故によらずに滅失したときであっても、当該保険金をお支払いします。

#### 第69条(先取特権)

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権(注-1)について先取特権を有します。
- (注-1) 第17条(借家人賠償責任保険)、第18条(個人賠償責任保険)に係る保険金請求権とします。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償の賠償をした後に、当社から被保険者に被保険者が賠償した金額を限度に支払う場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が第(1)項の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害を賠償する前に、当社が被保険者に損害賠償保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

- (3) 保険金請求権(注-2)は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または第(2)項第③号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、第(2)項第①号または第④号の規定により被保険者が当社に対して賠償責任保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (注-2) 第34条(借家人賠償責任保険金の支払いの範囲)、第36条(個人賠償責任保険金の支払いの範囲)の費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第70条(損害賠償請求権者による直接請求権)

- (1) 損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して損害賠償額(注-1)の支払を直接請求することができます。
- (注-1) 第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)に係る保険金請求権とします。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して損害賠償額(注)の支払いを行うものとします。

- (注) 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償の額より、被保険者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償金の額を差し引いた額とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が当社に対し損害賠償額を直接請求する代わりに、被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
  - (a) 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
  - (b) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 当社は、第(1)項の請求がなされた場合に、損害賠償請求者に対して第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)に定める保険金をお支払いします。ただし、1,000万円を限度とします。
- (4) 当社は、損害賠償請求権者による賠償責任額の請求が、被保険者の保険金の請求と競合した場合は、損害賠償請求権者に対して優先して、損害賠償額をお支払いします。
- (5) 第(2)項の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

#### 第71条(損害賠償請求権者による損害賠償金の請求およびお支払いする時期)

損害賠償請求権者が第70条(損害賠償請求権者による直接請求権)の規定により保険金の支払を請求する場合は、第61条(損害発生の場合のお手続き)、第64条(保険金の請求)、および第65条(保険金をお支払いする時期)の規定を準用します。

#### 第72条(賃貸人による原状回復費用に係る債権額に対する直接請求権)

(1) 当社は、賃借人である被保険者が死亡したことにより、賃貸住宅の賃貸借契約が終了する場合において、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者(注-1)が原状回復を履行せず、やむを得ず賃借人がその原状回復費用を負担した場合(注-2)に生ずるその者への不当利得に基づく返還請求または賃貸借契約に基づく費用償還請求について、原状回復費用を負担した賃貸人に直接、原状回復費用に係る債権額に対し保険金相当額(注-3)を支払います。

(注-1) 他の被保険者、法定相続人、相続財産法人、相続財産管理人をいいます。

(注-2) 孤立死発見日または被保険者の死亡の日から30日以内に賃貸住宅を原状回復すべき者が原状回復を履行しない場合を指します。

(注-3) 第15条(孤立死原状回復費用保険金)、第16条(遺品整理費用保険金)に係る保険金請求権に限り、賃貸人は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度(注-4)において保険金を直接請求することができます。

(注-4) 当社が認定する不当利得または費用の額で、第32条(孤立死原状回復費用保険金の支払額)、第33条(遺品整理費用保険金の支払額)に定める額を上限とし、賃貸人が実際に負担した額をいいます。

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合に、賃貸人に対して保険金の支払いを行うものとします。

- ① 被保険者が賃貸人に対して負担する法律上の不当利得の額または原状回復費用の額について、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者と賃貸人との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が賃貸人に対して負担する法律上の不当利得の額または原状回復費用の額について、被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者と賃貸人との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 賃貸人が当社に対し不当利得の返還または原状回復費用を直接請求する代わりに、被保険者に対する不当利得返還請求権または費用償還請求権を行使しないことを被保険者に代わって賃貸住宅の原状回復義務または賃貸借契約に基づく原状回復費用の負担を負う者に対して書面で承諾した場合
- ④ 被保険者について、次のいずれかに該当する事由があった場合
  - (a) 被保険者またはその全ての法定相続人の破産または生死不明
  - (b) 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (3) 当社が賃貸人に対して保険金の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者に、その被保険者の被る損害に対して、保険金をお支払いしたものとみなします。

#### 第73条(保険金請求権の行使期限)

(1) 保険金請求権は、保険の対象に損害が生じたときの翌日から起算して3年を経過した場合には、これを行使することはできません。

(2) 第17条(借家人賠償責任保険金)、第18条(個人賠償責任保険金)の規定による請求権は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額について、被保険者と損害賠償責任権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
- ② 賠償責任請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合。

#### 第74条(保険金の受取人指定)

保険金を受け取るべきときに、保険金請求人より被保険者と異なる者を受取人に指定する旨の申し出があった場合は、保険金の支払指図書を当社に提出し、当社が承認した上で他の受取人に保険金を支払います。

#### 第75条(代位)

(1) 損害が生じたことにより、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の各号の額を限度とします。

- ① 当社が損害の額の一部を保険金として支払った場合  
被保険者が取得した債権の全額
- ② 第①号以外の場合  
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) 第(1)項第②号の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前各項の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

#### 第76条(破産)

- (1) 当社が破産手続開始の決定を受けたときは、保険契約者は保険契約を解除することができます。
- (2) 保険契約者が第(1)項の規定による保険契約の解除をしなかったときは、当該保険契約は、破産手続開始の決定の日から3ヶ月を経過した日に失効します。

#### 第77条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第78条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令によることにします。

## 特約条項

### 第1章 地震災害費用保険金

#### 第1条(用語の定義)

用語	定義
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の再調達価額の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。 (家財の場合) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上である損害をいいます。

#### 第2条(保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)に係わらず、家財を収容する建物が地震等で全損となった場合で、当該事故により家財が全損となったときに、地震災害費用保険金を支払います。

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

当社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

#### 第4条(保険金の支払額)

地震災害費用保険金として支払う額は、1回の事故につき20万円とします。

#### 第5条(2以上の地震等の取扱い)

第4条において、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おの別の地震等として取り扱います。

#### 第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 第2章 ペット諸費用保険金

#### 第1条(用語の定義)

用語	定義
ペット	被保険者が賃貸住宅で愛玩用として飼育している動物で、動物病院等で獣医師の治療を受けた場合やペットホテル等を有償で利用した場合、その証明ができる動物をいいます。
動物病院等	獣医療法第2条第2項に定める、獣医師が飼育動物の診療の業務を行う施設をいいます。ただし、家畜・家禽といった生産物が経済上の利益をもたらすいわゆる「産業動物」を専ら診療する施設を除きます。

用語	定義
獣医師	獣医師法に基づき、獣医師免許証を交付された獣医師をいいます。
ペットホテル等	動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に基づき、第一種動物取扱業者としての登録を受け、有償で顧客の動物を預かるペットホテルおよびペットシッターをいいます。
ペット可物件	賃借人がペットを飼育することを賃貸借契約やペット飼育規約などで認められている賃貸住宅をいいます。
葬祭費用	ペットの葬儀、埋葬に係わる費用をいいます。

#### 第2条(保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款第3条から第5条までの事故(以下「事故」といいます)により、損害保険金が支払われる場合、以下の各号の被保険者が負担した費用に対して、ペット諸費用保険金を支払います。この場合、普通保険約款第2条(保険の目的の範囲)第(2)項第⑤号の規定はペット諸費用保険金に対しては適用しません。

- ① 事故によりペットが受傷し、事故の日から30日以内に負担したペットに係わる治療費
- ② 事故によりペットを飼育していた被保険者が傷害を被り、入院した場合にペットをペットホテル等に預けたことにより発生したペットホテル等の宿泊費用
- ③ 事故による受傷を直接の原因として、事故の日から30日以内にペットが死亡した場合の葬祭費用

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)のペット諸費用保険金について準用します。
- (2) ペット可物件ではない賃貸住宅で飼育されたペットについて、当社は保険金を支払いません。

#### 第4条(保険金の支払額)

当社が、第2条(保険金を支払う場合)で支払うペット諸費用保険金は、以下の各号の額とします。

- ① ペット治療費用として、ペット1匹ごとに1回の事故につき5万円を限度に、ペット治療費用保険金を支払います。
- ② ペットホテル等宿泊費用として、ペット1匹ごとに1回の事故につき10万円を限度に、ペット治療費用保険金を支払います。
- ③ ペット葬祭費用として、ペット1匹ごとに10万円を限度に、ペット葬祭費用保険金を支払います。
- ④ 第①号から第③号の保険金が重複して支払われる場合、当社は1回の事故につき20万円をペット諸費用保険金の限度額とします。

#### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 第3章 ストーカー対策費用保険金

#### 第1条(用語の定義)

用語	定義
ストーカー	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)第2条に規定するつきまとい等の行為を行う者をいいます。
援助の申出	ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)第7条に基づき、ストーカー被害にあった被保険者が、所轄の警察署に「被害を自ら防止するための援助を受けたい」旨の申出を行うことをいいます。
防犯機材等	ストーカー行為等の被害の証拠を集めるのに有効なビデオカメラ、電話録音装置やストーカー犯から身を守るために有効な防犯ブザー、非常通報装置等をいいます。

#### 第2条(保険金を支払う場合)

当社は、被保険者が所轄の警察署にストーカー被害に関する援助の申出を行い受理されたことを条件に、被保険者が被害を自ら防止するために負担した防犯機材等の購入、設置費用や弁護士相談費用に対して、この特約に従い、ストーカー対策費用保険金を支払います。

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)のストーカー対策費用保険金について準用します。

#### 第4条(保険金の支払額)

ストーカー対策費用保険金として支払う額は、30万円を限度に被保険者が実際に負担した対策費用の実費とします。

#### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 第4章 ホームヘルパー費用保険金

#### 第1条(用語の定義)

用語	定義
家事従事者	普通保険約款第1条(用語の定義)の被保険者に含まれる者であって、炊事、洗濯、掃除等の家事を主として行う者をいいます。
ホームヘルパー	炊事、洗濯、掃除等の家事を有償で行うことを職業とする者をいいます。
ホームヘルパー費用	ホームヘルパー雇入れのための費用。なお、ホームヘルパーの紹介料および交通費を含みます。
不測かつ突発的な事故	故意ではない予測不可能な事故で、繰り返し同じ内容の事故が発生する場合を除き、事故の原因や事故日時が明確な事故をいいます。

#### 第2条(保険金を支払う場合)

当社は、賃貸住宅内で発生した不測かつ突発的な事故により家事従事者が傷害を被り、日常的な家事を営むことができなくなったために、被保険者が、家事従事者の行うべき家事を代行させるために被保険者の賃貸住宅において臨時にホームヘルパーを雇入れた場合、この特約に従い、ホームヘルパー費用保険金を支払います。

#### 第3条(保険金を支払わない場合)

- (1) 普通保険約款第40条(保険金を支払わない場合—その1・共通項目)の規定は、第2条(保険金を支払う場合)のホームヘルパー費用保険金について準用します。
- (2) 当社は、家事従事者が次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた傷害を被ったことにより、被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の費用を負担した場合は、保険金を支払いません。

- ① 被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 被保険者の疾病、脳疾患または心神喪失
- ④ 被保険者が頸部症候群、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付ける医学的他覚所見のないもの。この場合、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

#### 第4条(保険金の支払額)

ホームヘルパー費用保険金として支払う額は、1回の事故につき50万円を限度に、事故の日から180日以内に被保険者が実際に負担したホームヘルパー雇入れ費用の実費とします。

#### 第5条(事故の発生)

- (1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、ホームヘルパー雇入れ費用が発生した場合には、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① 事故の発生状況および傷害の程度等の詳細をその原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に当社に通知すること。この場合において、当社が書面による通知を求めたときは、これに応じなければなりません。
- ② 当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第(1)項に規定する義務に違反した場合は、当社はそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく第(1)項の通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

#### 第6条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者がホームヘルパー雇入れ費用を負担した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、ホームヘルパー雇入れ費用の支出を証明する書類を当社に提出しなければなりません。

#### 第7条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 第5章 その他の特約条項

#### 第1条(雑危険補償対象外特約)

- (1) 当社は、普通保険約款第4条(風水害損害保険金)、第5条(盗難損害保険金)、第6条(破汚損損害保険金)に規定する事故によって保険の目的に生じた事故に対して、この特約により、その一部または全部の保険金を支払いません。
- (2) 対象外とする雑危険の選択は、保険契約の申込時に保険契約者が任意で選択し、保険期間中にこの特約を中途付帯することはできません。

#### 第2条(費用補償対象外特約)

- (1) 当社は、普通保険約款第8条(修理費用拡張担保保険金)、第9条(修理費用破汚損担保保険金)、第10条(罹災費用保険金)、第11条(残存物撤去費用保険金)、第12条(緊急宿泊費用保険金)、第13条(罹災転居費用保険金)、第14条(ドアロック交換費用保険金)、第15条(孤立死原状回復費用保険金)、第16条(遺品整理費用保険金)に規定する事故に対して、この特



約により、その一部または全部の保険金を支払いません。

- (2) 対象外とする費用補償の選択は、保険契約の申込時に保険契約者が任意で選択し、保険期間中にこの特約を中途付帯することはできません。

### 第3条(引越に関する特約)

- (1) 当社は、被保険者が賃貸住宅を転居する際に、転居後の賃貸住宅について当社と新たに締結する保険契約の被保険者となる場合であって、新・旧の賃貸住宅の両方に一時的に保険の目的である家財が収容されている場合、賃貸借期間が重複している期間または30日間のいずれか短い期間を限度に、新・旧両方を賃貸住宅とみなして、この特約に従い、転居後の保険契約によって保険金を支払います。
- (2) 転居後の賃貸住宅についてこの特約を適用して保険契約を締結した場合、転居前の賃貸住宅に係わる保険契約は、転居後の保険契約が開始した時をもって失効します。
- (3) 第(2)項の規定により失効した保険契約における保険料の返還の取扱いについては、普通保険約款第53条(保険契約が失効となる場合)の規定を準用します。

### 第4条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第6章 保険証券の発行省略に関する特約

### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険証券の発行を不要として、当社に対して保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

### 第2条(保険証券の発行に関する取扱い)

- (1) 当社は、この特約により、保険証券を発行しません。
- (2) 第(1)項の規定に係わらず、保険契約者は、当社の定める方法により、この保険契約の保険証券の発行を請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに当社へ請求した場合に限ります。
- (3) 第(2)項の規定により、保険契約者から保険証券の発行を請求された場合には、当社は保険証券を発行するものとします。

### 第3条(保険証券記載事項の適用)

保険契約者が第2条第(2)項の請求を行わなかった場合は、インターネット上で当社が定める画面を表示した事項を、保険証券記載の事項とみなして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を適用します。

### 第4条(保険金の請求書類)

普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合であっても、当社は、その規定を適用しません。

### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第7章 保険料の口座振替に関する特約

### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約(継続契約を含みます。以下この特約において同様とします)締結の際に、保険契約者が保険料を口座振替の方法により払い込むことについて、当社に申し出た場合で、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ①保険契約締結の時に、保険契約者の指定口座が当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等に設定されていること
- ②当社の定める口座振替の手続きが、この保険期間の初日の前日までにされていること

### 第2条(保険料の払込み)

- (1) この保険契約においては、保険料の払込みは、保険料払込期日に指定口座から当社の指定する口座に振り替えることによって行います。
- (2) 保険契約者は、保険料払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。
- (3) 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により払い込まなければなりません。
- (4) 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款の保険料払込前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (5) 保険契約者の故意または重大な過失により保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて第(4)項及び第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定を適用します。

### 第3条(保険料領収前の保険金の支払い)

- (1) 被保険者が、保険料の払込前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。
- (2) 第(1)項の規定およびこの特約が付帯された普通保険約款の保険料払込前に生じた事故の取扱いに関する規定にかかわらず、保険契約者が、当社の指定する方法により保険料を払い込むことの確約を行った場合で、かつ、当

社がこれを承認したときは、当社は、保険料の払込み前であっても、この特約が付帯された普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

- (3) 第(2)項の確約に反して、保険契約者が、保険料の払込みを行わなかった場合は、当社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金の全額の返還を請求することができます。

### 第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第8章 初回保険料口座振替特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
総保険料	この保険契約に定められた保険料の総額であって、保険証券に記載されたものをいいます。
初回保険料	保険料を一括して払い込む場合は総保険料をいい、保険料を月払して払い込む場合は第1回目の月払総保険料をいいます。
初回保険料払込期日	保険期間の初日の属する月の翌月における指定口座が設定された提携金融機関ごとに当社が定める期日をいいます。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いをしている金融機関等をいいます。

### 第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際、当社と保険契約者との間において、あらかじめ初回保険料を、口座振替の方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
- ①保険契約締結の際、指定口座が提携金融機関に設定されていること
- ②この保険契約の締結および保険契約者から当社への保険料口座振替依頼書の提出等が、保険期間の初日の前日までになされていること

### 第3条(初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、初回保険料払込期日に、指定口座から当社の口座に振り替えることによって行うものとし、初回保険料払込期日に初回保険料が当社に払い込まれた場合は、保険期間の始まった時に領収したものとみなします。
- (2) 初回保険料払込期日が、提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合は、当社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

### 第4条(初回保険料払込み前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに、当社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、保険期間の初日から初回保険料が払い込まれる間に生じた事故による損害に対しては、普通保険約款の保険料の払込方法および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料払込前に生じた事故の免責に関する規定は適用しません。
- (3) 第(2)項の規定に係わらず、保険契約者が初回保険料について、その初回保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月末日までにその払込みを怠った場合は、当社は、保険期間の初日から初回保険料払込みまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (4) 当社は、保険料が月払で払い込まれる場合で、その払込がなされないときは、初回保険料払込期日の属する月の翌月の払込期日には2か月分の、翌々月の払込期日には3か月分の月払保険料をあわせて請求できるものとします。

### 第5条(初回保険料払込み前の保険金支払い)

第4条第(2)項の規定により、被保険者、保険金請求者が、初回保険料の払込前に生じた事故による損害に対して保険金を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者の申し出があった場合には、支払保険金から初回保険料を差し引いて保険金を支払うことをもって初回保険料の払込みがあったものとみなします。

### 第6条(初回保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 保険契約者が、初回保険料について、初回保険料払込期日に払込みがなく、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日までも初回保険料の払込みがない場合には、当社は、この保険契約を解除することができます。

(2) 第(1)項の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、保険期間の初日から生じます。

#### 第7条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 第9章 保険料月払特約

#### 第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
総保険料	この保険契約に定められた保険料の総額であって、保険証券に記載されたものをいいます。
月払保険料	総保険料を保険期間に相当する月数で月払した1回分の保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。ただし、保険料の払込方法が口座振替による場合、指定口座が設定された提携金融機関ごとに当社の定める期日とします。
指定口座	保険契約者の指定する口座をいいます。
提携金融機関	当社と保険料の口座振替の取扱いをしている金融機関等をいいます。

#### 第2条(この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨が記載されている場合に適用されます。

#### 第3条(保険料の払込方法)

(1) 当社は、この特約により、保険契約者が総保険料を保険期間に相当する月数に月払して、下表に定める期日までに払い込むことを承認します。

区分	期日
第1回目払保険料	保険契約の締結と同時に当社に払い込むものとします。
第2回目払保険料	保険期間の初日に属する月の翌月の払込期日
第3回以降の月払保険料	第2回目払保険料の払込期日以降到来する毎月の払込期日

(2) 保険契約締結の際に、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合は、第2回目以降の月払保険料を口座振替の方法により払い込むことができます。この場合において、保険契約者は、払込期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておかなければなりません。

- ① 保険契約締結の際、指定口座が、提携金融機関に設定されていること。
- ② この保険契約の締結および保険契約者から当社への保険料口座振替依頼書の提出等がなされていること。
- (3) 月払保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合は、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による第2回目以降の月払保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、第(1)項の規定にかかわらず、払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (4) 第(1)項において、月払保険料が口座振替の方法により払い込まれる場合で、保険契約者が第2回目払保険料を払い込むべき払込期日までにその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求を行わなかったことによるときには、第2回目払保険料の払込期日の翌月の応答日をその第2回目払保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

#### 第4条(月払保険料不払の場合の免責)

- (1) 当社は、保険契約者が第2回目以降の月払保険料について、その月払保険料を払い込むべき払込期日に属する翌末日(以下「払込猶予期間」といいます。)までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または費用に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、保険料払込期日に属する月の翌々月の保険料払込期日に請求する月払保険料(以下「当該未払保険料」といいます。)をあわせて請求できるものとします。
- (3) 第(2)項の規定に係わらず、第2回目以降月払保険料の払込み前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は、払込猶予期間内に当該未払保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、保険契約者の申し出があった場合には、支払保険金から当該未払保険料を差し引いて支払うことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

#### 第5条(月払保険料不払の場合の保険契約の解除)

- (1) 当社は、払込期日に属する月の翌々月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき月払保険料の払込みがない場合は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 第(1)項の解除は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、その月払保険料の払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

#### 第6条(準用規定)

この特約の規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 第10章 クレジットカードによる保険料支払に関する特約

#### 第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカード会社	クレジットカードの発行会社をいいます。

#### 第2条(クレジットカードによる保険料支払の承認)

当社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、この保険契約の保険料を支払うことを承認します。ただし、会員規約等によりクレジットカードの使用が認められた者または会員として認められた法人と保険契約者が同一である場合に限り、適用します。

#### 第3条(保険料の払込み)

(1) 保険契約者からこの保険契約の申込時にクレジットカードによる保険料の支払の申出があった場合は、当社は、クレジットカード会社へそのクレジットカードの有効性および利用額限度内であること等の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認したときに保険料の払込みがあったものとみなします。

(2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第(1)項の規定は適用しません。

- ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合を除きます。
- ② 会員規約等に定める手続きが行われない場合

#### 第4条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 当社は、第3条第(2)項第①号の保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。

(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において第(1)項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、第(1)項の規定を適用します。

(3) 保険契約者が第(2)項の保険料の支払を怠った場合は、当社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。

#### 第5条(保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、クレジットカード会社からの保険料相当額の全額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第4条第(2)項の規定により、保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定によらず保険料を返還します。

#### 第6条(準用規定)

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

## 第11章 保険料の払込票払に関する特約

#### 第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約(継続契約を含みます。以下この特約において同様とします)締結の際に、保険契約者が保険料を払込票(注)により払い込むことについて、当社に申し出た場合で、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用します。

- ① 保険契約締結の時に、当社と保険契約者との間に、あらかじめ保険料を払込票で払い込むことについての合意があること
- ② この保険契約の締結が、保険期間の初日の前日までになされていること

(注) 払込票とは、金融機関におけるペイジー収納サービス(金融機関の窓口、ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキングを利用して払い込むことができるサービス)やコンビニエンスストアの窓口で使用する保険料の払込みに必要なバーコードや収納機関番号等が印字された帳票をいいます。

#### 第2条(保険料の払込み)

- (1) この保険契約においては、保険料の払込みは、保険料払込期日までに払込票によって払い込まなければなりません。
- (2) 保険料払込期日に保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、保険料を当社が指定する期日までに、当社が指定する方法により払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料を払い込んだ場合は、この特約が付帯された普通保険約款の保険料払込み前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(4) 保険契約者の故意または重大な過失により保険料が保険料払込期日の属する月の翌月末日までに払い込まれなかった場合を除き、「保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて第(3)項及び第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)の規定を適用します。

### 第3条(保険料払込み前の保険金の支払い)

被保険者が、保険料の払込み前に生じた事故について保険金の支払いを受ける場合には、その支払いを受ける前に、保険契約者は保険料を当社に払い込まなければなりません。ただし、第2条第(3)項の「保険料払込期日の属する月の翌月末日」前の事故による損害に対して、保険契約者の申し出があり、かつ、当社がこれを承認したときは、当社は、支払保険金から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことをもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

### 第4条(保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険料払込期日の属する月の翌月末日までに保険料の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

### 第5条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第12章 保証会社による保険料立替支払に関する特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
保証会社	賃貸住宅に関わる賃貸借契約の際に必要な賃借人の連帯保証人を保証委託契約により代行する会社で、保険契約者が賃借人として保証委託契約を締結した相手方の会社をいいます。
保証委託契約	賃借人と保証会社との間で、賃貸住宅に関わる債務(以下「賃借費用等」という)の保証範囲等を規定する契約をいいます。賃貸借契約で賃借人に加入を求めている借家人賠償責任保険等の保険料について保証委託契約で保証範囲とされている場合は、賃借費用等とみなします。

### 第2条(この特約の適用条件)

- (1) この特約は、保険契約締結の際、当社と保険契約者との間において、あらかじめ保険料を、保証会社による立替支払いの方法により払い込むことについての合意がある場合に適用されます。
- (2) この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
  - ① 保険契約締結の際、保険契約者と保証会社との間で保証委託契約が締結されていること
  - ② この保険契約の保険料が、保証委託契約で賃借費用等として保証されていること

### 第3条(保証会社による保険料立替支払の承認)

当社は、この特約に従い、保証会社が保険契約者に代わり、この保険契約の保険料を当社に支払うことを承認します。

### 第4条(保険料の払込み)

- (1) 保証会社から保険契約者に代わり保険料相当額の払込みが行われた場合は、当社は、保険契約者から保険料の払込みがあったものとみなします。
- (2) 当社は、保証会社より保険料相当額の払込みが行われなかった場合には、第(1)項の規定は適用しません。

### 第5条(保険料の直接請求および請求保険料不払の取扱い)

- (1) 当社は、第4条第(2)項に該当し、保険料相当額を領収できない場合には、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
- (2) 保険契約者が第(1)項の保険料を保険責任開始日または保険料払込期日の翌月応答日までに払い込まない場合には、当社は、保険契約者に対して書面により解除の通知をし、解除の効力は、将来に向かってのみその効力を生じます。

### 第6条(保険料払込みの中止の申し出)

- (1) 当社は、保険契約者が保証会社に対し、保険責任開始日または保険料払込期日までに保険料相当額の立替支払の中止を申し出たにも係わらず、保証会社が保険料相当額を支払った場合は、保険料の払込みを取り消します。
- (2) 第(1)項に該当する場合には、当社は、保険契約者の請求に基づき、速やかに保険料を返還します。

### 第7条(保険料の返還の特則)

普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を保険契約者に返還する場合、当社は、保証会社からの保険料相当額全額の領収を確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条(保険料の直接請求および請求保険料不払の取扱い)第(1)項の規定により、保険契約者が直接当社に保険料を払い込んだ場合には、この規定によらず保険料を返還します。

### 第8条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第13章 インターネット等による通信販売特約

### 第1条(保険契約の申込み)

- (1) 当社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、その申込みについての重要事項を了解した上で、当社の定める手続方法に従って、保険契約申込書またはインターネット上の保険契約申込画面に必要事項を記入または入力し、当社に郵送または送信することによって、保険契約の申込みを行うことができるものとします。
- (2) 第(1)項の規定により当社が保険契約申込書の郵送または保険契約申込画面の送信を受けた場合は、当社は保険契約の引受けを行うものについては、保険契約者に対して保険契約確認書の郵送または保険契約確認画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

### 第2条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は第1条第(2)項の保険契約確認書または保険契約確認画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 第(1)項の払込期日は、この保険契約に適用されている他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当社が定める日とします。
- (3) 払込期日までに保険料が払いこまれず、当社が保険契約を解除する場合、インターネット上で選択された払込方法に基づく特約の解除規定に準じます。

### 第3条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第14章 サービス付き高齢者住宅に関する特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
監督義務者等	被保険者が責任能力なき者である場合、その者を監督する法定の義務を負う者またはその者に代わって被保険者を監督する者をいいます。この特約により、監督義務者等を被保険者の範囲に含めます。
サービス付き高齢者住宅	60歳以上の高齢者または要介護者もしくは要支援者を入居させ、安否確認サービス、生活相談サービスその他のこれらの者が日常生活を営むために必要な福祉サービスをこれらの者に提供する「高齢者の居住の安定確保に関する法律」(平成13年法律第26号)に定められ、都道府県知事によって登録された賃貸住宅をいいます。
損害金等	レンタル福祉用具が損壊した場合、福祉用具レンタル契約書等で借主である被保険者が負担すべき金額または負担するべきレンタル福祉用具についての損害賠償金をいいます。
レンタル福祉用具	サービス付き高齢者住宅内に収容されている家財のうち、被保険者が貸与を受け使用している被保険者の日常生活上の便宜を図るための用具および機能訓練のための用具ならびに補装具(注)をいいます。 (注)車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知性老人徘徊感知機器等を含みます。

### 第2条(特約条項の適用)

この特約は、賃貸住宅がサービス付き高齢者住宅である場合に適用します。

### 第3条(レンタル福祉用具の損害保険金の支払額)

普通保険約款第19条(家財損害保険金の支払額)、第20条(風水害損害保険金の支払額)、第22条(破汚損損害保険金の支払額)の規定における「再調達価額」および第21条(盗難損害保険金の支払額)の規定における「時価」をレンタル福祉用具の場合は、「被保険者が福祉用具レンタル契約書等で負担すべき損害金等の額」と読み替えるものとします。

### 第4条(レンタル福祉用具に関する個人賠償責任保険に係る規定の準用)

当社が、レンタル福祉用具に第3条の損害保険金を支払う場合において、損害金等の額をもって損害の額とするときは、普通保険約款第62条(当社による損害賠償責任の解決)および第69条(先取特権)、第70条(損害賠償請求権者による直接請求権)、第71条(損害賠償請求権者による損害賠償金の請求およびお支払いする時期)の規定を準用します。

### 第5条(保険金を支払わない場合—その1・借家人賠償責任保険金)

- (1) 普通保険約款第45条(保険金を支払わない場合—その6・借家人賠償責任保険金)第③号の規定は、この特約においては適用しません。
- (2) 被保険者が心神喪失により、賃貸住宅の使用または管理についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担しないときは、監督義務者等が賃貸住宅の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任により被った損害に対して、この特約および普通保険約款に従い借家人賠償責任保険金を支払います。

### 第6条(保険金を支払わない場合—その2・個人賠償責任保険金)

- (1) 普通保険約款第46条(保険金を支払わない場合—その7・個人賠償責任保険金)第①号および第⑥号の規定は、この特約においては適用しません。

- (2) 被保険者が心神喪失により、他人の身体の障害または財物の損壊についての法律上の損害賠償責任を負担しないときは、監督義務者等がこれらの法律上の損害賠償責任を負担することにより被った損害に対して、この特約および普通保険約款に従い個人賠償責任保険金を支払います。

#### 第7条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第15章 包括契約に関する特約

### 第1条(この特約の保険契約者と被保険者)

- (1) この特約における保険契約者は、賃貸住宅の所有者である賃貸人または賃貸人より賃貸住宅の管理を受託している不動産管理業者または賃貸人より転貸目的で賃貸住宅を賃借するサブリース業者とします。
- (2) この特約における被保険者は、賃貸住宅の入居者とします。

### 第2条(包括契約の目的の通知および包括契約の単位)

- (1) 保険契約の締結時にこの特約が付帯された場合は、保険契約者は賃貸住宅の棟番号、部屋番号、当該部屋番号に入居する者の氏名、所在地、建物の構造を当社に通知するものとします。
- (2) 保険期間中において保険契約者は、毎月当社の定める通知締切日までに前1か月分の新たに保険の目的とする賃貸住宅及び保険の目的から除かれる賃貸住宅に関して通知するものとします。
- (3) 保険契約締結の後に、当該包括契約(以下、「原契約」とします)に新たに追加した賃貸住宅に係る保険期間は、原契約と同一とします。ただし、保険料の払込みが一括払であった原契約の場合は、新たに追加される賃貸住宅を別個の包括契約として、保険契約を締結します。
- (4) 当社は、1の保険契約者ごとに1の被保険者における保険金額により、当社が引受られる被保険者の数を定めます。第(3)項の規定により複数の包括契約を締結する際も同様とします。

### 第3条(自動補償)

保険契約締結の後に、新たに包括契約に追加する賃貸住宅について、賃貸住宅を新たに追加した日の属する月の翌月末日までの期間に生じた損害に限り、保険金を支払います。

### 第4条(保険金額)

- (1) 1の保険契約者に関わる保険金額は10億円を限度額とします。
- (2) 1の被保険者あたりの保険金額は、1,000万円を限度額(注)とします。ただし、借家人賠償責任保険及び個人賠償責任保険の保険金額は別枠で1,000万円を限度額とします。
- (※) 1回の事故により家財損害保険、修理費用保険など複数の保険金額が重複して支払われる場合を含みます。

### 第5条(保険料の返還または請求)

- (1) 保険料月払での包括保険契約締結の後、保険契約者が新たに賃貸住宅を追加して、保険を申し込む場合には、追加した保険の目的に対して計算した月払保険料を請求します。
- (2) 保険料一括払での包括保険契約締結の後、保険契約者が所有または転貸または管理する賃貸住宅を譲渡または管理委託契約の解約により、保険の目的が減少する際は、減少した保険の目的の未経過期間について計算した保険料を返還します。

### 第6条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第16章 法人契約の被保険者に関する特約

### 第1条(用語の定義)

この特約において使用する用語は、以下の定義によります。

用語	定義
法人等	法人および個人事業主をいいます。
従業員等	法人等の役員または使用人をいいます。

### 第2条(特約条項の適用)

この特約は、保険契約者が法人等であり、その従業員等が賃貸住宅に居住する場合に適用します。

### 第3条(被保険者の範囲)

この特約が付帯された保険契約の被保険者は、普通保険約款の規定にかかわらず、生活の本拠として賃貸住宅に居住する従業員等(注)とその者の同居の親族とします。ただし、当社と締結された他の保険契約における被保険者である者を除きます。

(注) 損害の原因となった事故が生じた時点での関係をいいます。

### 第4条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

## 第17章 当社への通知または申し出に関する特約

### 第1条(特約条項の適用)

この特約は、保険契約者または被保険者が当社へ通知または申し出を行う際に、電話またはインターネットを含む情報処理機器等の通信手段を用いて行う場合に適用します。

### 第2条(当社への通知または申し出)

この特約が付帯された保険契約においては、保険契約者または被保険者は普通保険約款第50条(ご契約後の通知義務)、第51条(保険契約者の住所変更)、第54条(保険契約者による保険契約の解約)、第57条(保険金額の調整)、第61条(損害発生の場合のお手続き)に規定する通知を、電話またはインターネットを含む情報処理機器等の通信手段を用いて、当社に対して通知または申し出を行うことができます。

### 第3条(電話番号または電子メールアドレス等の変更)

保険契約者は、当社に通知または申し出た電話番号またはインターネットを含む情報処理機器等の電子メールアドレス等を変更した場合は、遅滞なく当社に通知しなければなりません。

### 第4条(準用規定)

この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約条項の規定を準用します。

### 別表 保険料返戻金表

算式	返還する保険料=保険料×0.67(注)×未経過残月数÷ 保険期間月数 未経過残月数とは、解約日から保険期間満了日までの未経過月数とします。なお、1ヶ月に満たない端数月についてはこれを切り捨てるものとします。 (注) 解約に伴い既払込保険料の33%相当額を控除して返還保険料を計算します。
----	--

### 返戻金表

未経過残月数	保険期間1年	保険期間2年
	保険料12000円	保険料24000円
23		15,410
22		14,740
21		14,070
20		13,400
19		12,730
18		12,060
17		11,390
16		10,720
15		10,050
14		9,380
13		8,710
12		8,040
11	7,370	7,370
10	6,700	6,700
9	6,030	6,030
8	5,360	5,360
7	4,690	4,690
6	4,020	4,020
5	3,350	3,350
4	2,680	2,680
3	2,010	2,010
2	1,340	1,340
1	670	670